

## 議案第 1 号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、手数料の金額を変更するため、条例の一部を改正するものです。

白井市手数料条例の一部を改正する条例

白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項を次のように改める。

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められた	新築	一戸建ての住宅	1件につき 8,000円
				共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 15,000円
				共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの	1件につき 26,000円
			増築 又は 改築	一戸建ての住宅	1件につき 12,000円
				共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 23,000円

る 審 査	ものである場合		共同住宅等 であって、 建築物全体 の住戸の数が 5戸を超えるもの	1件につき 40,000 円
	その他の場合	新築	一戸建ての 住宅	1件につき 41,000 円
			共同住宅等 であって、 建築物全体 の住戸の数が 5戸以下のもの	1件につき 101,000 円
		増築 又は 改築	共同住宅等 であって、 建築物全体 の住戸の数が 5戸を超えるもの	1件につき 163,000 円
			一戸建ての 住宅	1件につき 62,000 円
			共同住宅等 であって、 建築物全体 の住戸の数が 5戸以下	1件につき 152,000 円

			のもの	
			共同住宅等 であって、 建築物全体 の住戸の数 が5戸を超 えるもの	1件につき 244,000 円
(摘要)				
<p>1 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く。）の額は、この目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、表又は摘要の1に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。</p>				

別表長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の目」を「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の

申請に対する審査の目」に、「に2分の1」を「（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものを除く。）の変更にあつては、同目の摘要の1に定める額）に2分の1」に改め、「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の白井市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第1号資料

○白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）新旧対照表

改正案						現行								
(略)						(略)								
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）								
手数料の種類	手数料を徴収する事務				手数料の金額	手数料の種類	手数料を徴収する事務				手数料の金額			
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものと認められたものである場合	新築	一戸建ての住宅	1件につき 8,000円	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	新築	一戸建ての住宅	1件につき 6,000円			
				共同住宅等	1件につき 15,000円				共同住宅等	1件につき 12,000円				
				増築又は改築	一戸建ての住宅	1件につき 12,000円				増築又は改築	一戸建ての住宅	1件につき 9,000円		
					共同住宅等	1件につき 23,000円					共同住宅等	1件につき 18,000円		
				その他の場合	新築	一戸建ての住宅			1件につき 41,000円		その他の場合	新築	一戸建ての住宅	1件につき 41,000円
						共同住宅等			1件につき 101,000円				共同住宅等	1件につき 101,000円
						共同住宅等			1件につき 163,000円				共同住宅等	1件につき 163,000円
					増築又は改築	一戸建ての住宅			1件につき 62,000円			増築又は改築	一戸建ての住宅	1件につき 62,000円
						共同住宅等			1件につき 40,000円				共同住宅等	1件につき 40,000円
						共同住宅等			1件につき 26,000円				共同住宅等	1件につき 26,000円
						共同住宅等			1件につき 21,000円				共同住宅等	1件につき 21,000円

	共同住宅等 であって、 建築物全体 の住戸の数が 5戸以下 のもの	1件につき 152,000 円
	共同住宅等 であって、 建築物全体 の住戸の数が 5戸を超える もの	1件につき 244,000 円

(摘要)

- 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く。)の額は、この目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、表又は摘要の1に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。

			を切り捨てた額
申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合しているものと認められたもの以外のものである場合に	新築であって、申請に係る住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する住宅性能評価書の(当該住宅の構造及び設備のうち同法第5条第1項規定する住宅性能評価が行われた部分が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であるものに限り、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第82条の5に	一戸建ての住宅	1件につき 16,000 円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 57,000 円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの	1件につき 92,000 円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

規定する限界耐力計算によって同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われたものを除く。)の写しが提出された場合

その他 の場合	新築	一戸建ての住宅	1件につき 47,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 109,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの	1件につき 174,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	増築 又は 改築	一戸建ての住宅	1件につき 69,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 163,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)





		分の1を乗じて得た額			を乗じて得た額
	(略)			(略)	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項_____の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)
	(略)			(略)	